

帝京科学大学における公的研究費の不正防止計画

帝京科学大学は、公的研究費の適正な管理・運営のために、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学省 平成19年2月15日制定、令和3年2月1日改正）（以下「ガイドライン」という）及び「帝京科学大学における公的研究費の管理・監査に関する規程」（以下「管理・監査規程」という）に基づき、次のとおり不正防止計画を定める。

1. 機関内の責任体系の明確化

項目	不正発生につながる要因（リスク）	不正防止計画
責任体系	・公的研究費の運営・管理に関する責任者と権限が明確ではない。	・最高管理責任者（学長）は不正防止に関する基本方針を策定・周知する。 ・総括管理責任者（学長補佐）を始め、各コンプライアンス推進責任者・副責任者（学部長・学科長・センター長）、事務管理責任者（会計課長）は、「管理・監査規程」に各責任者の職名・責務が定められていること、ホームページにて職名が公表されていることを確認し、その職責を自覚する。 ・総括管理責任者は、年度当初に研究推進委員会を開催し、責任体系を確認する。 ・担当部署（会計課経理係、総務課研究支援係）は、科学研究費助成事業応募説明会において、コンプライアンス教育を実施するとともに、説明会資料を各教職員に周知する。 ・コンプライアンス推進責任者・副責任者は、学科会議等においてコンプライアンス教育等を実施する。

監事の役割	監事に求められる役割が不明確	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況及び不正防止計画の適切な実施状況等について確認し、研究推進委員会に定期的に報告し、意見を述べる。
-------	----------------	--

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

項目	不正発生につながる要因(リスク)	不正防止計画
コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透）	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンス教育や啓発活動が定期的には実施されていない、又は形骸化しており、意識向上の機会が十分提供されていない。 ・ コンプライアンスについての研究者等の認識が不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総括管理責任者はコンプライアンス教育・啓発活動に関する実施計画を策定する。 ・ 科学研究費助成事業公募説明会をコンプライアンス教育の場とし、具体的な事例、不正事案が発生した場合の手続き、ペナルティなどを説明する。また、アンケートの実施により理解度を把握し、理解不足者に対しては個別の説明を行う。 ・ 上記説明会資料を学内ポータルサイトに掲載し、研究者等に共有する。 ・ 「帝京科学大学研究倫理規準」及び「公的研究費の使用に関する行動規範」の周知による意識の向上と浸透を図り、不正を起こさせない組織風土の形成を目指す。 ・ 公的研究費の運営・管理に関わる全ての研究者等は誓約書を提出する。
ルールのも明確化・統一化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的研究費の使用ルールや学内諸手続等についての認識の甘さ、どのような行為が不正に当たるのかの理解ができていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 公的研究費の使用ルールや諸手続き、関連規程等について毎年必要に応じて見直しを行い、学内ホームページで周知する。

告発等の取扱い、調査・懲戒に関する規程の整備・運用の透明化	・関連規程の内容について学内に十分周知されていない。	ホームページ掲載情報を定期的に確認するとともに、学内ホームページ内で関係規程を周知する。
-------------------------------	----------------------------	--

3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の制定・実施

項目	不正発生につながる要因(リスク)	不正防止計画
不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置	・不正防止計画の推進を担当する部署が周知されず、責任体系が曖昧である。	<ul style="list-style-type: none"> ・学内に不正防止計画推進部署（会計課：経理係、東京西事務室：管理係）の周知を徹底する。 ・不正防止計画推進部署の体制を強化する。
不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施	・不正を発生させる要因を十分に把握していない。	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省等からの情報提供や他の研究機関における不正事例を参考にしつつ、不断の見直しを行う。 ・不正防止計画推進部署と監査室、監事との連携を強化し、必要に応じて内部監査によって明らかとなった不正発生につながる要因を不正防止計画へ反映させる。

4 研究費の適正な運営・管理活動

項目	不正発生につながる要因(リスク)	不正防止計画
適正な研究費の執行管理	計画に沿った研究費執行ができていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・予算執行管理システムによる研究者自身による予算管理を行う。 ・担当部署は、定期的に予算執行状況を確認し、当初計画に比較して著しく遅れている場合は、執行を促す。 <p>問題があれば、研究者と改善策を講じ、当該コンプライアンス推進</p>

		責任者・副責任者に適宜報告する。
取引業者との癒着防止	研究者と取引業者との関係が緊密化し、不正な取引が行われる懸念がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の取引実績のある業者に対しては関連ルールの周知を図る。 ・不正に関与しない旨の「誓約書」の提出を求め、確認する。
旅費の執行管理	出張の事実確認が適切に行われていない。	出張報告書の提出を必須としている。航空機利用の場合は領収書及び半券、宿泊を伴う場合は宿泊証明書提出する。
謝金の管理	研究者が雇用したアルバイト等の勤務管理が適切に行われていない。	事務局による作業従事者との面談を行う。アルバイトの事実確認のため、ヒアリングを行う。

5 情報発信・共有化の推進

項目	不正発生につながる要因(リスク)	不正防止計画
相談窓口の設置とホームページ等による公表	<ul style="list-style-type: none"> ・行動規範や使用ルール等に関する情報がわかりやすく周知されていない。 ・不正を発見した者が通報窓口を知らない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公的研究費の不正防止に係る関連規程・方針、学内外からの相談・通報窓口や利用方法等について、ホームページにより学内外にわかりやすく公表し、周知を図る。

6 モニタリングの在り方

項目	不正発生につながる要因(リスク)	不正防止計画
内部監査の実施	形式的・形骸化したモニタリングが行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ・監査室は、毎年度実施計画を定め、監事及び会計監査人と密接な連携を図り、定期的な監査を実施する。また、必要に応じて臨時監査を実施する。 ・他大学の不正事案等を参考にあらかじめ不正が発生する要因を把握してモニタリング対象を決める。 ・監査結果は、コンプライアンス教育及び啓発活動に活用するため

		学内に周知するとともに、問題点等を確認した場合は、最高管理責任者（学長）に対して必要な措置を講じるよう求める。
--	--	---